

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	2 - 2
-----	-------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I. 行政改革・行政運営 政策1 適正な行政管理の実施 IV. 電子政府・電子自治体 政策8 電子政府・電子自治体の推進
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	行政機関非識別加工情報等を提供する場合に適用される。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	行政機関非識別加工情報等の利用に関する契約を締結する者が納める手数料は、法令に基づくものであり、行政機関非識別加工情報等の提供は、「公文書の交付」又は「公文書に類するものの交付」であるため、消費税法の規定に基づき非課税とされている他の行政手数料と同様に非課税とすることが望ましい。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	消費税（国税）についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	行政機関非識別加工情報等の利用に関する契約を締結する者が納める手数料は、法令に基づくものであり、行政機関非識別加工情報等の提供は、「公文書の交付」又は「公文書に類するものの交付」であるため、消費税法の規定に基づき非課税とされている他の行政手数料と同様に非課税とすることが望ましい。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—